平成２５年（フ）第１２０２８号
東京都千代田区神田神保町１－２　日東第３ビル４階、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川口市大字里936番地の１
債務者　株式会社ミック・ジェイ
代表者代表取締役　上村　眞一
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榊原　一久
４　破産債権の届出期間　平成25年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０５７号
東京都台東区元浅草１丁目６番12号
債務者　有限会社ニッシングラフィック社
代表者代表取締役　平野満喜男
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　省二
４　破産債権の届出期間　平成25年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２６号
静岡県伊豆の国市守木807番地の１
債務者　大津建設工業株式会社
代表者代表取締役　大津　宣樹
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細沼早希子
４　破産債権の届出期間　平成25年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
静岡県三島市谷田290番地の２
債務者　有限会社山上製作所
代表者代表取締役　山上　光喜
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細沼早希子
４　破産債権の届出期間　平成25年12月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津イ字５番地の７
債務者　株式会社大西建設
代表者代表取締役　大西　幸男
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀江　重尊
４　破産債権の届出期間　平成25年12月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後１時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１９６号
愛知県蒲郡市竹谷町錦田27番地３
債務者　株式会社尾崎石油店
代表者代表取締役　尾崎　喬英
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野　浩
４　破産債権の届出期間　平成25年12月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１９５０号
名古屋市中川区八熊通６丁目37番地
債務者　東海工業株式会社
代表者代表取締役　瓜生　高久
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝日　裕晶
４　破産債権の届出期間　平成25年12月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３６号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目２番20号
債務者　有限会社浜給
代表者代表取締役　橋本　福裕
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　拓也
４　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午後１時15分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３８４号
岐阜県郡上市白鳥町向小駄良778番地２
債務者　有限会社ＰＡＳ　ＤＥ　ＤＥＵＸ
代表者取締役　曽我　はつ
１　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森川　幸江
４　破産債権の届出期間　平成25年12月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前10時20分
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６０号
福岡県京都郡苅田町富久町２丁目23番地の６
債務者　株式会社ドゥテック
代表者代表取締役　冨田　康洋
１　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　修
４　破産債権の届出期間　平成25年12月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前10時
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１４３号
島根県仁多郡奥出雲町横田1474番地205
債務者　株式会社奥出雲龍神水
代表者代表取締役　縄田　茂美
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡崎由美子
４　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時30分
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２２号
北海道登別市緑町２丁目15番地１　エクセル緑町101
債務者　岡　有美
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字古屋敷13番地３
債務者　阿部　圭子
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８６号
岩手県奥州市水沢区龍ヶ馬場91番地８　東側
債務者　坂本　一子
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６３３号
仙台市太白区長町１丁目11番23号　シャル長町一丁目307
債務者　追留　径子
１　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係